

# 緑の募金公募事業募集規則

平成 24 年 12 月 11 日制定

平成 27 年 2 月 10 日改正

平成 29 年 2 月 7 日改正

「緑の募金公募事業」の応募申請者は、次に定める事項に基づき応募するものとする。

## 1. 事業の目的

国内はもとより地球規模での「国民参加の森林づくり」を図ることを目的に、森林ボランティアによる森林づくり活動を推進し、もって健全な森林の育成に資する。

## 2. 対象事業

公募事業は、全国的又は国際的な見地から行われる先駆的、モデル的な事業で次の（１）又は（２）の要件に該当する事業を対象とし、（３）に該当する場合は対象外とする。

### （１）国内における森林整備・緑化事業

国内で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① ２以上の都道府県にわたるなど広域的な見地から事業効果の波及が期待される
  - ・森林の整備・緑化（植栽・下刈・間伐等の作業。）を行う事業。
  - ・緑化推進を目的とするイベントの実施で、広く「国民参加の森林づくり」について働きかけができるもの。
- ② 居住する都道府県以外、若しくは居住する都道府県内の「川上と川下の連携や、広く一般参加を呼びかけて行う森林整備。
- ③ 国民参加の森林づくりの観点から次世代の育成に資する森林環境教育を含めた森林整備。
- ④ 間伐材等の利用・加工を行うなど、木材利用の促進に通じる森林の整備。
- ⑤ その他、上記に準ずる森林整備及び緑化推進を目的とする事業、イベント等。

### （２）国外における森林整備・緑化事業

海外で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 砂漠化防止や熱帯林再生のための森林の整備。
- ② 土砂流失防止・水源かん養・薪炭林造成等のための森林の整備。
- ③ 公園・学校の植樹等の緑化。
- ④ 苗畑整備・育苗や緑化推進に資する苗木の配布。
- ⑤ 山火事防止等の森林パトロール、被害調査等の森林保全管理。
- ⑥ その他、上記事業に付帯するセミナーや給水施設整備等。

### (3) 対象外とする事業

次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国又は国の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けているもの、または受ける見込みのあるもの。
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの。
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの。
- ④ 我が国又は相手国の行政機関の施策の遂行として行われる海外活動。
- ⑤ その他「緑の募金事業」の目的からふさわしくないと判断されるもの。

### 3 事業期間

承認通知から1年以内（公告に定める期間）とする。

### 4 応募要件

応募できる者は、次の（1）から（3）の要件をすべて具備している団体とする。

- (1) 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- (2) 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。
- (3) 営利を目的としない民間団体で、次の①から④の要件をすべて満たしていること。
  - ①定款、寄付行為、又はこれに準ずる規約を有すること。
  - ②団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
  - ③自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
  - ④活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。

### 5 「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

なお、その具体例は本規則とは別に定め、別表として毎年次の募集公告時に提示するものとする。

科目	区分	細分	摘要
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	○ボランティア活動を行うため最低限のものとする。
	交通費	公的交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	○集合解散場所から現地までの交通費。
	保険料	ボランティア保険等	○当該ボランティア活動に参加する者等の保険料。
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の	○申請団体の会員のみでは実施困難な部分のみ。

		整備委託費	
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等の委託費	○申請団体の会員のみでは実施困難な箇所之地拵、大径木伐倒作業に係るもの。
	その他	看板等	○事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	
		安全作業用の器具・機械等	
	苗木等		
	その他	看板資材等のその他資材	○事業のPR看板の材料費。
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	
事務費	人件費		
	事務用品費		○文房具等。
	印刷費		○印刷用紙、プリンターインク等。
	通信費		○電話料、郵送料等。

## 6 交付限度額

公告に定める限度額とする。

## 7 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業申請書」（規則様式1）によるものとする。

なお、公募審査に際し追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

8 応募先  
公告に定めたとおりとする。

9 応募期間  
公告に定めた期間とする。

## 10 ヒヤリング

公益社団法人国土緑化推進機構(以下「国土緑化推進機構」という。)は、申請内容確認のため、必要に応じ申請団体を対象とする聞き取りを行うことができるものとする。

## 11 採択の決定及び通知

国土緑化推進機構は、応募申請書等について「有識者による事業審査会」で審査の上、国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申請者に通知(規則様式2、3)する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項についての指導を行い、修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

## 12 その他

(1) 交付金の交付等に係る細部事項は、「緑の募金交付金交付要領」に定めたとおりとする。

(2) 採択された事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

① 緑の募金箱の設置、「緑の募金協力員」の登録(都道府県緑化推進委員会の「緑の募金協力員」を含む。)に積極的に協力すること。

② 採択された事業が緑の募金事業であることを看板、標柱の設置(チラシやHPへの掲載に当たって、緑の募金ロゴマークの使用等により「緑の募金事業」であることを周知する。)に周知するとともに、イベント等の実施に当たっては、マスコミ等を活用するなど広くそのPRに努めること。

③ 事業の実施にあたっては、安全作業の励行に努め、重大災害に結びつく可能性のある機械・器具の使用にあたっては、必要な安全教育等を実施すること。

④ 事業の採択を受けたものにあつては、採択時に示される留意事項を確認・実行するとともに、指示された資料等を期限までに速やかに提出すること。また、事業を実施する中で、事業内容の変更、経費科目の変更等を行わざるを得ない事情が生じた場合は、事前に速やかに連絡すること。

⑤ 美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の推進に努めること。

⑥ 可能な限り「山の日」、「森林ボランティアの日」の前後の事業実施に協力すること。

別表

科 目	区 分	細 分	交付対象の具体例
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動を行うため最低限のものとする。具体的には、集合解散場所からの距離が相当あり、日帰り実行が困難な場合とする。</li> <li>・集合解散場所とは、当該事業実施ボランティア団体の事務所所在地、若しくは当該ボランティア活動参加者の主たる居住地を言う。</li> <li>・上記により宿泊費を計上した場合、事業報告提出に際し、集合解散場所から現地までの距離を報告するとともに、起点となる集合解散場所を明記すること。</li> <li>・なお、宿泊費の上限は、3,000円／人・日を限度とし、連泊は認めない。</li> </ul>
	交通費	公的 交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費は、集合解散場所から現地までのものであり、合理的かつ効率的な交通手段・経路であること。</li> <li>・なお、この場合宿泊費と同様に、集合解散場所から現地までの距離、集合解散場所を明記すること。</li> <li>・本経費の支出にあつては、努めて公的 交通機関を利用することとするが、現地の実態で利用しがたい場合、車両等の借り上げもできる（燃料も含む。）こととする。</li> <li>・当然、集合解散場所までの各人の交通経費は除外される。</li> <li>・国際緑化に係る事業にあつての集合解散場所とは、事業実施国における団体の実施拠点をいう。</li> </ul>
	保険料	ボランティア保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該ボランティア活動に参加する者等のボランティア等傷害保険料をいう。</li> </ul>
	その他	行動旅費  その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等行うに際して事前に関係自治体等との打ち合わせが必要である場合の経費等（極めて例外的なものであり、報告書提出にあつてはその概要を報告のこと。）</li> <li>・全支出科目を通じ、ボランティア活動の作業労賃・食料・飲食費は対象外であることに注意。</li> </ul>
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の整備委託費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業は、ボランティアによる森林整備及び緑化推進事業が原則である。しかしながら、事業実施にあたって、事業の一部については、極めて専門性が高いこと、安全確保の点から、</li> </ul>

			<p>特段の配慮が必要な場合、当該森林ボランティア団体の保有機械の関係等から自らが実施することができない場合にのみ、本環境整備費のなかで作業の一部を専門業者に委託することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、専門業者に委託するものは事業の一部であることが原則であり、事業の大宗を委託（外注）経費でみることはできない。</li> <li>・作業道等に係る作業のうち、重機等の使用が必須でその専門性、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施困難な部分のみに係る作業委託経費。</li> <li>・作業道・歩道等の作業路の整備を自らが行う場合の作業用具等の購入経費については、下欄の資材費の科目で計上する。</li> </ul>
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等の委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同様で現地が急傾斜であること、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所での地拵、残存大径木の伐倒作業に係る委託経費やシカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。</li> <li>・本作業を自らが行う場合の必要資材も同様に下欄資材費で計上する。</li> </ul>
	その他	看板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。（この場合、人件費は対象外で材料費のみの計上となる。）また、作成を委託にせざるを得ない場合も作成委託費のみとし、現場設置にかかる経費はボランティア作業の一環であり、支給対象としない。</li> <li>・当該事業に係るホームページの記載内容変更等に係る経費（内容が緑の募金事業交付対象事業としてその普及啓発の観点から認められるもの。）であるが、この場合も努めて自らが実施すること。</li> </ul> <p>※緑の募金事業は、森林ボランティア団体等が行うボランティア活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については、安全上等问题があるなど真に外注せざるを得ないものに限られる。</p>
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に不可欠な機械器具、チェーンソー替刃等の消耗品や補修部品、鎌、鉋、鋸等の作業器具の購入・借上に係る経費を計上するものであり、あくまで当該事業実施に係るものに限定される。（活動方法、活動人員、活動日数、作業量を勘案し最小限なものとする。）</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・すなわち、当該団体の資産・施設に係るものは計上できない。</li> <li>・購入経費はチェーンソー 50,000 円／台、刈払機 35,000 円／台以内で各 2 台までとする。 (購入経費がこの基準価格を上回る場合は、上回った部分が自己経費等となる。)</li> <li>・チェーンソー、刈払機以外の機械類の購入経費もこの経費を基準として検討すること。</li> <li>・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。</li> </ul> <p>※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外。</p> <p>※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外。</p> <p>※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入ではなくレンタル・リースで検討。</p>
		安全作業用の器具・機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安帽、安全手袋等安全作業に必要な機械・器具等の購入、間伐作業等におけるチルホール等の高額なものの借上にかかる経費。</li> </ul>
	苗木等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業（森林の整備・緑化の推進）の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費。</li> <li>・植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材費。</li> </ul> <p>※特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨を明記。</p>
	その他	看板資材等のその他資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の P R 看板・標柱等の材料費。</li> </ul> <p>※イベントに際して配布するなどのグッズ等で緑の募金交付金に相応しくないものは対象外とする。</p>
資材等運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動に必要な最小限の額を計上（特に個人からの車両借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的なものであること。)</li> <li>・通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外。</li> </ul> <p>※苗木等の購入資材の運搬経費は、現地納入を行うなど努めて当該資材費に含めて計上。</p>
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業を行う上での専門的な技術指導等（安全指導も含む。）で申請団体の会員で行うこと</li> </ul>

			<p>が困難な場合に必要な外部講師招聘にかかる経費（謝金・旅費・宿泊料。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限られる。</li> <li>謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠を明確にしておくこと。この場合、その内容について聞き取りを実施します。申請にあたっては、人数、単価、日数を必ず申請書に明記すること。</li> </ul>
事務費	人件費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に際しての企画・調整等に要する人件費・旅費 （事業費の 10 %以内で 50, 000 円を上限とする。）</li> </ul> <p>※全ての科目に共通であるが、必要経費として認められるものは、当該事業にかかる経費のみであり、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。（以下、事務費にかかる経費も同様。）</p>
	事務用品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>文房具等の購入費等。</li> </ul>
	印刷費		<ul style="list-style-type: none"> <li>印刷用紙、プリンターインク等。</li> </ul>
	通信費		<ul style="list-style-type: none"> <li>電話料、郵送料等。</li> </ul>